

景観整備等に資する事業とその活用 事業整理イメージ

事業名	景観に配慮した道路舗装	ポケットパーク・多目的広場整備	公園・緑地等の整備	共同駐車場等の整備	建物等の修景	建物等の内部改修	親水空間整備	景観等に配慮した河川空間の整備	景観等に配慮した港湾空間の整備	船着場等の整備	水環境の改善	対応部局
まちづくり総合支援事業											都市・地域整備局 (まちづくり推進課 都市総合事業推進室)	
身近なまちづくり支援街路事業 (歴みち事業)											都市・地域整備局 (街路課)	
特定交通安全施設等整備事業 (駐車場整備に対する補助制度)											道路局 (地方道・環境課)	
街なみ環境整備事業											住宅局 (市街地住宅整備室)	
歴史的港湾環境創造事業											港湾局 (環境整備計画室)	
建築ストック活用型再生賃貸住宅制度 ^{*1} (公営住宅建設費等補助)											住宅局 (住宅総合整備課)	
河川環境整備事業 ^{*2}											河川局 (河川環境課)	
ふるさとの川整備事業 ^{*2}											河川局 (治水課都市河川室)	
桜つつみモデル事業 ^{*2}											河川局 (治水課都市河川室)	
都市公園等整備事業 ^{*3}											都市・地域整備局 (公園緑地課)	

該当する欄に「 」を記載

*1：事業概要は(3) を参照

*2：事業概要は(3) を参照

*3：事業概要は(3) を参照

まちづくり総合支援事業

【目 的】

地域の創意工夫を活かした「地域が主役のまちづくり」を強力に推進するため、地域の自由な発想にたって、地域だけでは解決困難なまちづくりの課題に対して、地域と国が協力して積極的に問題の解決に取り組む。

【制度内容】

- ・ハード事業（道路・街路、公園、下水道、土地区画整理事業、市街地再開発事業等）からソフト事業まで、多彩なメニューで支援
- ・国は、個々の事業毎に採択するのではなく、「まちづくり事業計画（以下、事業計画）」に基づき地区単位で一括採択
「まちづくり事業計画」： 中心市街地活性化等の地域の抱えるまちづくりの課題解決のため、連携して行われる各種市町村事業を記載
市町村が、自らの創意工夫により目指すべき方向及び事業手法の組み合わせ等を選択し策定
- ・国は、個々の事業毎に補助金を交付するのではなく、事業計画に基づき地区単位で一括交付
- ・市町村は、事業計画の範囲内であれば、個々の事業の具体的な配分等は自らの裁量により決定でき、事業執行の自由度を拡大

【採択要件等】

以下に掲げる要件を全て満たす地区。

- 1．地域の抱える課題の解決のために、要素事業を組み合わせた総合的な街づくりが必要であると認められること
- 2．まちづくり事業計画が市町村により策定されていること

【補 助 率】

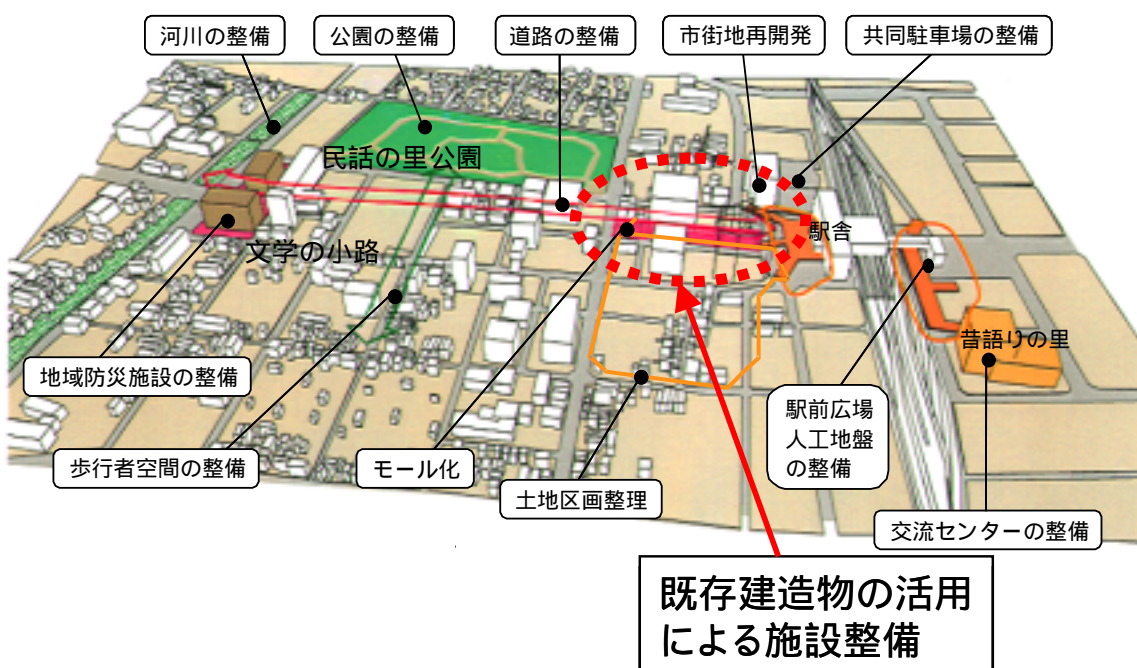
1 / 2、2 / 5、1 / 3

【平成15年度新規事項】

既存建造物の活用による施設整備の推進

空き店舗や歴史的な建造物などの既存建造物を活用した施設整備（地域交流センター等の一定の施設が対象）を支援するため、事業メニューに「既存建造物活用事業」を追加する。

まちづくり総合支援事業の概要



【事 例】

高野山金剛峰寺地区（和歌山県高野町）

本地区は、高野町の中心部に位置しており、古くから真言宗の総本山として栄えてきた。近年においては、参詣者だけでなく観光地として年間120万人の人々が訪れている一方で、休憩所がないことや駐車場不足による路上駐車が多いことが問題となっている。

このため、本事業において、地区内を快適に散策するためのポケットパークの整備や地区全体で統一された情報板の設置、電線類地中化及び駐車場整備等を一体的に行い、既存の景観に配慮した街並みの形成を目指す。

電線類の地中化



整備前



整備後

中津市中心市街地地区（大分県中津市）

本地区は、城下町の町割りを残しながら中心市街地として発展してきたが、都市基盤整備の遅れによる無秩序な市街地が形成されているため、防災・住環境・交通の利便性等に課題を有しており、高齢化や人口流出が進んでいる地域である。

このため、本事業において、土地区画整理事業を中心として区域内を回遊する道路の整備、ふれあい・憩いの場としての公園整備や地域交流センター等の交流機能の導入を図り、城下町の歴史と文化を活かした潤いと賑わいのある魅力的なまちづくりを推進する。

高質舗装



整備前



整備後

身近なまちづくり支援街路事業「歴史的環境整備地区」(歴みち事業)

【目的】

伝統的建造物群保全地区、国指定文化財等を含む歴史的環境が卓越しその保全修景が必要とされる地区において、歴史的蓄積を活かしつつ都市内道路空間を面的に整備し、地域の魅力の向上を図る。

【事業内容】

- ・ 歴史的みちすじの保全・整備
- ・ 歴史的地区の地区内道路、迂回路等の体系的整備
- ・ 電線類の地中化
- ・ 交通広場
等

【採択要件等】

- ・ 採択基準：一般の街路事業の採択基準と同じ。
- ・ 対象地区：歴史的まちなみを保全・整備すべき地区

【補助率】

- ・ 一般の街路事業の補助率と同じ。

【事例】

歩行者優先道を整備するとともに、景観に配慮した舗装を行った事例

<川越市旧城下町地区>

埼玉県川越市は、江戸情緒を色濃く残しているが、一方では、細街路が多く、防災上及び交通安全上の問題を抱えていた。そのため、地区外周部における新たな幹線道路計画など都市計画道路網の見直しを行い、地区内の通過交通排除や交通の利便性を高めるとともに、街並みの伝建地区指定を行うなど町並み保存と都市整備を一体的に進めている。



特定交通安全施設等整備事業（駐車場整備に対する補助制度）

【目的・事業内容】

路上駐車解消や過労運転等による休憩のため、緊急に安全を確保する必要がある道路において、交通安全の観点から、道路附属物としての自動車駐車場や簡易パーキングを整備する。

【採択要件等】

市街地型自動車駐車場

(イ)原則として駐車台数の規模が100台～200台であること。

(ロ)原則として、路上駐車密度が50台/km以上あること。

(ハ)有料融資事業では整備が困難であること。

(ニ)路上駐車車両による交通機能の阻害を防止するため、緊急に整備が必要な箇所であること。

(ホ)駐車料金を徴収するもの。

簡易パーキング

主要な幹線道路のうち、過労運転等による交通事故が多発する路線で、他に休憩のための駐車施設が相当区間にわたって整備されていない区間等。

【補助率】

1 / 2

【景観整備・改善への活用事例】

倉敷市芸文館地下駐車場（中央第二駐車場）



- ・事業主体：倉敷市
- ・供用年度：平成5年度
- ・駐車台数：177台

街なみ環境整備事業

【目 的】

生活道路・小公園等の地区施設整備、及び良好な美観を有する街なみを形成していく必要がある区域等において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

【事業内容】

協議会活動助成

整備方針策定

街なみ整備事業

- ・ 事業計画策定
- ・ 地区施設（道路、公園、下排水工事、防火水槽、集会所等）整備
- ・ 空家住宅等の除却
- ・ その他国土交通大臣が必要と認める事項（案内板の設置、道路の美装化等）

街なみ整備助成事業

- ・ 門、へい等の移設、修景施設等の整備等

【採択要件等】

街なみ環境整備促進区域

面積 1 ha 以上、かつ、イからハのいずれかの要件に該当する区域。

イ 接道不良住宅(幅員 4 m 以上の道路に接していない住宅)率 70% 以上、かつ、住宅密度 30 戸 / ha。

ロ 次の基準に該当すること。

- a. 区域内の幅員 6 m 以上の道路の延長が、道路総延長の 1/4 未満
- b. 公園、広場及び緑地の面積の合計が、区域面積の 3 % 未満。

ハ 条例等により景観形成を図るべきこととされている区域。

街なみ環境整備事業地区

の区域において、地区面積 0.2ha 以上、かつ、街づくり協定が締結されている地区

【補助率】

- ・ 協議会活動助成、整備方針策定、街なみ整備事業：1/2
- ・ 街なみ整備助成事業：1/3



【景観整備・改善への活用事例】



道路の美装化と併せて電柱類の地中化を実施（長野県松本市中町地区）



水路を活用した小公園の整備（山口県楠町吉部市地区）



ポケットパークの整備（長野県松本市中町地区）



伝統的建造物群保存地区における修景助成（奈良県橿原市今井町地区）

歴史的港湾環境創造事業

【目 的】

今なお残る港湾の歴史を物語る石積みの防波堤や護岸等の歴史的港湾施設を港湾文化の貴重な財産として保全・活用しながら周辺に緑地等を配置し、文化的で歴史的な香りの漂う海辺の交流拠点を形成し、地域の活性化を図る。

【事業内容】

緑地等施設を整備する港湾環境整備事業、地方公共団体等による単独事業及び第3セクターが行う民活事業を組み合わせる複合事業として実施。

【採択要件等】

歴史的港湾施設の対象としては、港湾法第2条第5項の各号に該当する施設のうち歴史的に価値があり保全を必要とするもののほか、当該港湾の歴史に深いつながりのあった灯台、船宿、廻船問屋、番所等の建物や台場等の施設等であり、それら歴史的に価値の高い港湾関連施設の保存及びその積極的活用を図り、文化的で歴史的な香りの漂う海辺の交流拠点が創造され、地域の活性化が図られること。

【補助率】

補助率：1 / 2（歴史的港湾施設の補修、復元や周辺環境整備について、港湾環境整備事業等の既存の事業制度を活用する。）

【景観整備・改善への活用事例】

P83、84 のとおり

【景観整備・改善への活用事例】

門司港レトロ地区 [北九州港]

門司港発祥の地である西海岸地区では、明治 4 5 年に建設された旧門司税関の復元・保存を中心に第一船だまりなどの再整備を進めている。

また、本地区では、門司港地区拠点文化施設が平成 1 5 年春にオープンするなど、観光地としての本地区における積極的な投資が行われており、平成 7 年の門司港レトロ地区グランドオープンから観光客は伸び続け、平成 1 1 年における門司港地区の観光客は 3 1 3 万人に上っている。



修復され、門司港レトロ地区の一角を占める旧税関

【景観整備・改善への活用事例】

環境整備が進み、観光スポットとなっている小樽運河 [小樽港]

まちづくりの一環として、大正時代に建設された運河沿いに散策路や運河公園を整備するとともに、運河周辺の石造倉庫の修復・活用を進め、背後地に存在する歴史的建造物とあいまって、小樽市の観光拠点として多くの人々が訪れるところとなっている。



整備前の小樽運河



環境整備が進み、観光スポットとなっている小樽運河



明治時代に建設された旧日本郵船(株)小樽支店を中心に整備された運河公園